

平成31年3月1日

会 員 各 位

一般社団法人兵庫県理学療法士会
会 長 岩 井 信 彦
事務局長 山 本 克 己

一般社団法人兵庫県理学療法士会定款改定案の一部修正について

拝啓、時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、表記の件につきまして、平成30年11月発「兵庫県理学療法士会組織強化の取組みについて」でお示ししているところですが、意見公募及び司法書士の監修を受け、下記のとおり一部修正しましたのでお知らせいたします。

また、改定案全文、新旧対照表につきましては当会ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

よろしく願いいたします。

記

1. 改定案修正 (修正箇所は下線部)

1) 旧：第6条

(3)名誉会員 前文略 (第13条に規定する総会をいう。以下同じ。) 以下略
新：(3)名誉会員 前文略 (第16条に規定する総会をいう。以下同じ。) 以下略

2) 旧：第21条

総会の決議は、議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決権の過半数を有する代議員が出席し、代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。以下略

新：第21条

総会の決議は、総議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員の半数以上であって、代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。以下略

3) 旧：第41条

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

新：第41条

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。または、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法により行う。

以上